

依頼試験等ご利用の手引き

一般財団法人自転車産業振興協会技術研究所

〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西1丁3番3号

TEL(072)238-8731 FAX(072)238-8271

<http://www.jbtc.or.jp/>

[JNL A登録試験事業者(番号060210JP)]

当協会技術研究所は、ISO/IEC17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)に則り、依頼試験実施要領に基づいた試験検査、調査等の業務を行っております。【自転車等試験検査・調査事業】

内容、結果などについては一切公表いたしません。

◆依頼業務の内容◆

- (1) 依頼試験 : 各種規格試験、評価試験等
- (2) 設備貸与 : 指定設備の貸与
- (3) 出張指導 : 所外に出張して行う依頼試験または指導
- (4) 研修指導 : 試験等の知識、技能を実地習得させるための研修生の受け入れ
- (5) その他 : 調査研究、試験機器等の製作、契約によるノウハウの供与等

◆依頼者◆

一般社団法人自転車協会会員を始め自転車関係製造業者、輸入販売業者等自転車取扱業者からのご依頼をお受けします。

ア. 新規の依頼については、会社概要等をお尋ねする場合があります。

また、見積書発行により、試験開始前または試験証明書発行前のお支払いをお願いする場合がありますのでご了解ください。

イ. 個人及び会社組織でない個人商店等の場合、必ず見積書を発行し、同意を得た後にお受けいたします。

ウ. 外国企業の場合は以下の条件がありますのでご了解ください。

1. 試験依頼の問合せ、試験内容の相談は日本語で行い、意思の疎通ができることをもってお受け

いたします。

2. 試験申込書は、日本語でご記入いただきます。
3. 試験証明書、試験報告書は日本語で提出いたします。
4. 試験費用の請求は日本円で行い、日本円でお支払いいただきます。

◆申込み方法◆

- (1) あらかじめ利用事項（内容、手数料、日程等）について担当者にご相談ください。
- (2) 申込みは「試験依頼書（様式1）」に記入の上、ご提出ください。
シャーシダイナモメータによる試験で設備貸与の場合は、「設備貸与のご案内」もご参照ください。

◆利用手数料◆

- (1) 手数料は「試験等手数料表」に定められております。
手数料表に記載のないものは別途定めますのでお問い合わせください。
試験品の返却は引き取り、または貴社負担での返却になります。
ご要望がある場合、見積書を提出いたします。
- (2) 試験片の製作、特別の治工具を要する場合は、その提供または費用を求めます。
- (3) 特急にて受託する場合は、20%の割増し料金となります。
- (4) 所外に出張して依頼試験・指導を行う場合、次の費用を積算して手数料を算出します。
 - 1) 試験などの手数料 : 「試験等手数料表」による
 - 2) 出張指導料 : 「試験等手数料表」による
 - 3) 出張旅費 : 当協会旅費規定による。
 - 4) その他 : 試験装置などの輸送経費および所要経費は実費
- (5) 研修生の受け入れには、次の費用を積算して手数料を算出します。
 - 1) 試験などの手数料 : 「試験等手数料表」による
 - 2) 研修指導料 : 「試験等手数料表」による
 - 3) その他 : 試験装置などの使用料および所要経費は実費
- (6) 調査研究、試験機器等の製作、契約によるノウハウの供与は、別途お問い合わせください。
- (7) BAA制度に基づく検査は、別途お問い合わせください。
- (8) SGマーク表示委託検査は、自転車、自転車用幼児座席、手動車椅子を対象としています。詳細は別途お問い合わせください。
- (9) 競走車フレーム登録のための検査、競走車部品認定のための検査は、別途お問い合わせください。
- (10) カーボン製フレームの非破壊検査は、別途お問い合わせください。
- (11) 手数料のお支払いは、依頼業務終了後に請求書を発行しますので、請求月日の翌月末までに、下記の口座へお振り込みください。
- (12) 当協会の「賛助会員」には会員特典がありますのでご相談ください。

振込手数料は貴社にてご負担願います。

りそな銀行東京公務部 普通預金 [口座番号0112823]

一般財団法人自転車産業振興協会技術研究所

◆試験証明書等の発行について◆

- (1) 試験証明の必要な場合は、試験証明書を発行いたします。また、当所が意見及び解釈の陳述が必要と判断した場合は、試験証明書ではなく試験報告書を発行します。
- (2) 試験証明書等の再発行をご希望の場合は、有料にて発行いたします。なお、試験証明書の表紙に再発行と表示されます。
英文の試験証明書が必要な場合は、お問い合わせください。
- (3) 依頼試験を実施する過程で得られた又は作成された全ての情報は、依頼者及び依頼者が認めた者以外には開示いたしません。また、依頼者の機密情報及び所有権は保護いたします。
- (4) 法律で要求されるか又は契約上の取り決めで認められた場合に、当所が機密情報を公開するときは、依頼者に当該情報の提供についてご連絡いたします。
- (5) 試験結果及び試験証明書等に起因する紛議には、一切の責任を負いません。
- (6) 試験証明書等及び試験データを、商品、パンフレット、ホームページ等に記載する場合には、文書にて掲載許可願いを提出の上、承認を得てください。
- (7) 依頼試験に関して疑義が生じた場合、依頼者及び当協会技術研究所は誠意を持って協議の上、解決に当たるものとします。

以 上

自転車産業振興協会技術研究所 依頼試験実施要領

(目的)

第1条 この要領は、自転車産業振興協会技術研究所の依頼試験に係る必要事項を定め、もって効果的かつ適切な運用をはかることを目的とする。

(依頼試験の目的)

第2条 生産技術に関する研究等品質改善のための事業として、自転車製造業者及び取扱業者の自転車の品質の向上と、消費者の安全性を確保するため、依頼試験を受託する。

(依頼試験の受託方法)

第3条 別途「依頼試験等ご利用の手引き」に定める。

(依頼試験の内容)

第4条 別途「試験等手数料表」に定める試験とする。

(依頼試験の手数料)

第5条 手数料は、労務費、管理経費及び諸事情を勘案し、必要経費分を徴収することとし、別途「試験等手数料表」に定める。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要事項については、その都度、所長が定めるものとする。

附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。